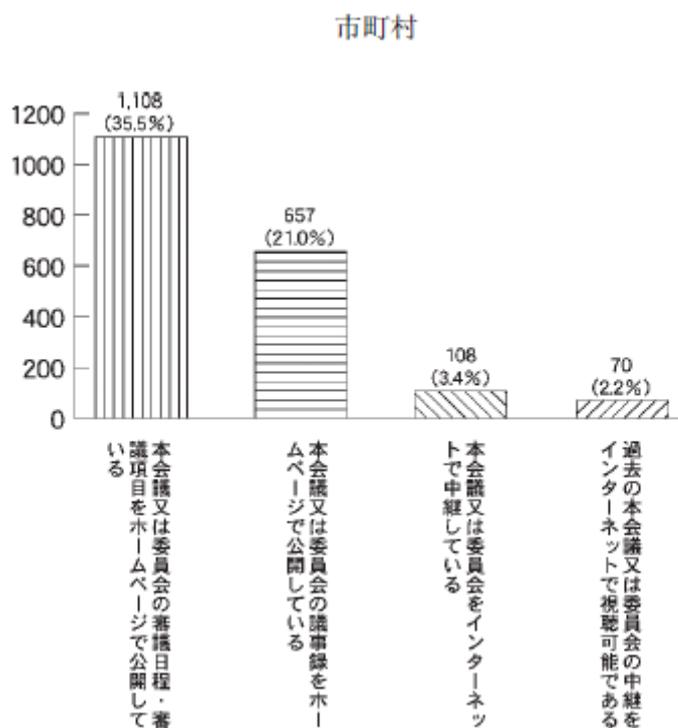


【議会の電子化の実施状況】

出典：(財)地方自治情報センター平成16年10月「地方自治情報管理概要」



住民からの電子メールでの相談・問い合わせに対し、メール回答が可能なものは公共施設（公民館、スポーツ施設、生涯教育施設）の利用に関する手続案内、観光情報及びイベント開催情報や公共施設情報案内などがあります。

全国2,862団体92.7%においても、メールや電子掲示板による住民との意見交換を行っており、各主管課の住民への情報提供などメールの活用が求められています。

【電子メールでの相談・問い合わせでメール回答が可能なもの】

:メールにて回答が可能

| 分野 | 主担当と考えられる課 | 項目 | ○ | 空白 |
|-----------|------------|---|----|----|
| 公共施設 | 教育課 | 公共施設（公民館、スポーツ施設、生涯教育施設）の利用に関する手続案内 | 37 | 55 |
| 観光 | 産業課 | 地域観光情報（名所、特産物、宿泊施設等） | 36 | 56 |
| 観光 | 産業課 | 地域イベント開催情報（学術祭、スポーツ大会等） | 36 | 56 |
| 公共施設 | 教育課 | 各公共施設（公民館、スポーツ施設、生涯教育施設）に関する案内（所在地、開館情報等） | 36 | 56 |
| 図書室 | 教育課 | 図書室の利用に関する手続案内 | 34 | 58 |
| ボランティア活動 | 企画情報課 | ボランティア活動団体に関する情報 | 33 | 59 |
| 福祉手当 | 住民福祉課 | 障害者手当に関する手続案内 | 33 | 59 |
| 介護サービス | 保健医療課 | 介護サービス利用に関する手続案内 | 33 | 59 |
| 介護サービス | 保健医療課 | 介護施設利用に関する手続案内 | 33 | 59 |
| ごみ | 環境整備課 | 大型ごみの処理に関する手続案内 | 33 | 59 |
| ごみ | 環境整備課 | 一般ごみの処理に関する手続案内（分別、回収方法等） | 33 | 59 |
| 医療施設・健康診断 | 保健医療課 | 健康診断等に関する情報 | 32 | 60 |
| 福祉手当 | 住民福祉課 | 児童手当に関する手続案内 | 32 | 60 |
| 医療施設・健康診断 | 病院事務局 | 医療施設（診療所・病院等）に関する情報 | 31 | 61 |
| ボランティア活動 | 企画情報課 | 行政のボランティア活動支援に関する情報 | 31 | 61 |
| 税 | 税務出納課 | 個人住民税納付に関する手続案内 | 31 | 61 |
| 税 | 税務出納課 | 固定資産税・都市計画税納付に関する手続案内 | 31 | 61 |
| 保険関連 | 保健医療課 | 介護保険に関する手続案内 | 31 | 61 |
| 保険関連 | 住民福祉課 | 国民健康保険に関する手続案内 | 31 | 61 |
| 公営住宅 | 地域整備課 | 公営住宅入居に関する手続案内 | 30 | 62 |
| 図書室 | 教育課 | 図書室の蔵書に関する情報 | 30 | 62 |
| 各種証明書 | 住民福祉課 | 住民票の写しの発行申請に関する手続案内 | 29 | 63 |
| 各種証明書 | 住民福祉課 | 印鑑登録証明書の発行申請に関する手続案内 | 28 | 64 |
| 各種提出 | 住民福祉課 | 住民異動（転入、転出、転居等）の届出に関する手続案内 | 28 | 64 |
| 公営住宅 | 地域整備課 | 公営住宅入居の抽選結果情報 | 27 | 65 |
| 選挙 | 住民福祉課 | 投票方法（不在者投票等）に関する情報 | 26 | 66 |
| 各種提出 | 住民福祉課 | 印鑑登録に関する手続案内 | 26 | 66 |
| 防災 | 総務課 | 災害対策情報（危険箇所、避難方法等） | 26 | 66 |
| 防災 | 総務課 | 災害状況（避難勧告、警報等） | 25 | 67 |
| 広報 | 企画情報課 | 自治体に関する統計情報 | 24 | 68 |
| 企業融資・企業助成 | 企画情報課 | 企業融資（中小企業制度資金等）に関する情報 | 24 | 68 |
| 調達・入札 | 総務課 | 公告（入札参加資格、入札参加手続等） | 23 | 69 |
| 企業融資・企業助成 | 企画情報課 | 企業助成・優遇制度に関する情報 | 23 | 69 |
| 選挙 | 住民福祉課 | 開票情報（投票率、開票速報、当選情報等） | 21 | 71 |
| 調達・入札 | 総務課 | 落札情報（落札業者、落札価格等） | 21 | 71 |
| 地理情報 | 地域整備課 | 地理情報（建築基準法道路、地区計画、宅地造成工事規制区域等） | 20 | 72 |
| 地理情報 | 税務出納課 | 地価動向（基準地価格） | 20 | 72 |
| 広報 | 企画情報課 | 広報誌（財政状況、職員給与実態） | 19 | 73 |
| 調達・入札 | 総務課 | 随意契約に関する内容（契約書、積算根拠等） | 13 | 79 |
| 議事内容 | 議会事務局 | 本会議議事録 | 12 | 80 |
| 議事内容 | 議会事務局 | 常設委員会議事録 | 12 | 80 |
| その他 | | | 3 | 89 |
| その他 | | | 2 | 90 |

ホームページからダウンロードができるようにしたい申請書の第1位は、各公共施設利用申請書61.9%、第2位入札参加申請書46.7%、第3位入居者申請書44.5%、第4位住民票の写しの発行申請書42.3%と続きます。

同様に全国では、申請・届出等の行政手続きのオンライン化（電子申請）の実施済みが120団体、平成16年度中に運用開始が489団体、平成17年度運用開始予定が361団体、平成18年度以降整備が237団体で、導入検討中を含めると38.6%がオンライン化になります。山形県においても、平成19年より県・市町村共同により電子申請システム「やまがたe申請」が運用することとなっています。

【ホームページからの申請書等ダウンロードができるようにしたい書類】

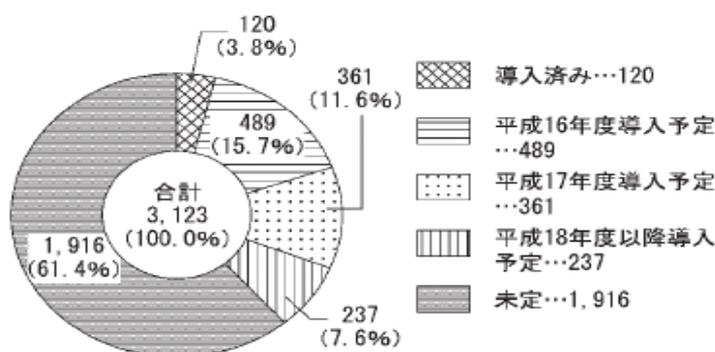
：ホームページからダウンロードができるようにしたい書類

| 分野 | 主担当と考えられる課 | 項目 | ○ | 空白 |
|-------|------------|------------------|----|----|
| 公共施設 | 教育課 | 各公共施設利用申請書 | 57 | 35 |
| 調達・入札 | 総務課 | 入札参加申請書 | 43 | 49 |
| 公営住宅 | 地域整備課 | 入居申請書 | 41 | 51 |
| 各種証明書 | 住民福祉課 | 住民票の写し発行申請書 | 39 | 53 |
| 各種届出 | 住民福祉課 | 住民異動届（転入、転出、転居等） | 37 | 55 |
| 各種証明書 | 住民福祉課 | 印鑑登録証明書の発行申請書 | 36 | 56 |
| 各種届出 | 住民福祉課 | 印鑑登録申請書 | 32 | 60 |
| 税 | 税務出納課 | 納税証明書申請書等 | 31 | 61 |
| その他 | | | 6 | 86 |
| その他 | | | 3 | 89 |

【電子申請の実施状況】

出典：(財)地方自治情報センター平成15年10月「地方自治情報管理概要」

市町村



ホームページから申請手続きの希望の多い業務は、第1位公共施設の予約申請72.8%、第2位大型ごみの収集予約69.5%、第3位ボランティア活動の人材登録59.7%、第4位ボランティア活動の活動支援の申請55.4%、第5位医療施設の

診察予約 53.2%、第6位健康診断等の予約 50.0%のなどが続きます。

特に、図書館蔵書検索のオンライン化については、全国自治体うち1,076団体と最も多く実施済であった。

【ホームページから申請手続きをしたい項目】

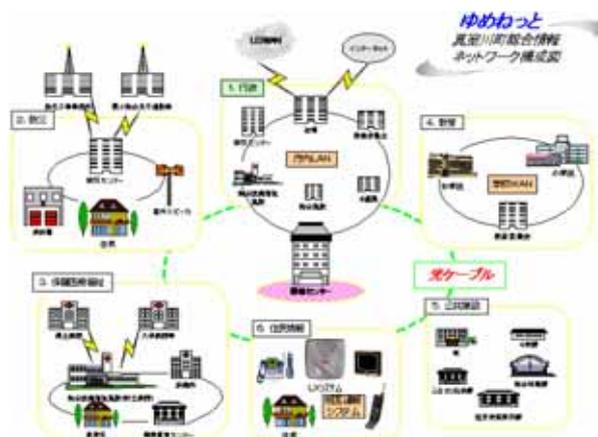
：ホームページから申請手続きをしたい項目

| 分野 | 主担当と考えられる課 | 項目 | ○ | 空白 |
|-----------|------------|--------------------------------|----|----|
| 公共施設 | 教育課 | 公共施設（公民館、スポーツ施設、生涯教育施設）利用の予約申請 | 67 | 25 |
| ごみ | 環境整備課 | 大型ごみの収集予約 | 64 | 28 |
| ボランティア活動 | 企画情報課 | ボランティア活動への人材登録 | 56 | 36 |
| ボランティア活動 | 企画情報課 | 行政へのボランティア活動支援の申請 | 51 | 41 |
| 医療施設・健康診断 | 病院事務局 | 医療施設（診療所・病院等）への診察予約 | 49 | 43 |
| 医療施設・健康診断 | 保健医療課 | 健康診断等への診断予約 | 48 | 44 |
| 図書室 | 教育課 | 図書室利用登録の申請 | 46 | 46 |
| 図書室 | 教育課 | 図書室蔵書の予約 | 45 | 47 |
| 各種証明書 | 住民福祉課 | 住民票の写しの発行申請 | 36 | 56 |
| 介護サービス | 保健医療課 | 介護施設利用申請 | 35 | 57 |
| 各種届出 | 住民福祉課 | 住民異動（転入、転出、転居等）の届出 | 34 | 58 |
| 調達・入札 | 総務課 | 入札参加申請 | 34 | 58 |
| 介護サービス | 保健医療課 | 介護サービスの利用申請 | 34 | 58 |
| 公営住宅 | 地域整備課 | 公営住宅の入居申請 | 34 | 58 |
| 各種証明書 | 住民福祉課 | 印鑑登録証明書の発行申請 | 33 | 59 |
| 各種届出 | 住民福祉課 | 印鑑の登録申請書 | 29 | 63 |
| 福祉手当 | 住民福祉課 | 児童手当の給付申請 | 26 | 66 |
| 福祉手当 | 住民福祉課 | 障害者手当の給付申請 | 26 | 66 |
| 保険関連 | 住民福祉課 | 国民健康保険の加入申請 | 26 | 66 |
| 調達・入札 | 総務課 | 入札行為 | 24 | 68 |
| 保険関連 | 保健医療課 | 介護保険の要介護認定の申請 | 24 | 68 |
| 税 | 税務出納課 | 個人住民税の申告 | 20 | 72 |
| その他 | | | 4 | 88 |
| その他 | | | 3 | 89 |

（５） 本町の情報化推進の取り組み

ア．情報化システムの経緯

政府のIT基本法（H12.11）、e-Japan戦略（H13.1）や第4次真室川町基本構想（H13.3）ゆめねっと整備事業計画から、IT化を次のとおり進めてきました。



単位：千円

| 年度 | 事業名 | 補助関係 | 事業費 | 内容 |
|------|---------------------|---------------|--------|--|
| 12年度 | I T講習会事業 | 総務省・ 文部科学省 | 1,716 | インターネットを使えるようになるためのI T基本技術講習会開催。 |
| 13年度 | I T講習会事業 | 総務省 | 8,570 | インターネットを使えるようになるためのI T基本技術講習会開催。 |
| 14年度 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業 | 総務省 | 33,810 | 町内11施設を光ケーブルで結び、9施設に行政情報、公共施設予約、映像配信システムを利用できる公共情報端末を設置し、インターネット普及を行う。 |
| | 遠隔医療設備整備事業 | 厚生労働省 | 25,777 | エックス線、CT画像をネットワークで山形大学附属病院、県立新庄病院に送り、高度な診断やアドバイスを受ける。患者の家庭にテレビ電話と血圧・脈拍測定装置を設置し、診断等を行う。 |
| 14年度 | 行政イントラネット整備 | 単費 | 10,550 | 事務効率化、職員のI T技術向上のため全員にパソコンを設置し、電子メール・掲示板による事務連絡、公用車・会議室予約、共通書式による事務改善。 |
| | L G W A N | 単費（特別交付税） | 7,850 | 国、県とのネットワークを整備し、文書の電子交換を行い、即時連絡、紙文書の省略を行う。 |

| | | | | |
|------|---------------------|-----------------|---------|--|
| 15年度 | 文書管理システム | 単費 | 1,807 | 文書の收受・起案をすべて記録し、文書管理の効率化と情報公開に対応する |
| | 財務会計電子決裁システム | 単費 | 476 | 押印による決済の省力化と紙文書の省略を行う |
| 16年度 | 地域イントラネット基盤施設整備事業 | 総務省 | 216,492 | 町内26施設を光ケーブルで結び、総合行政情報提供、教育学習情報提供、医療・福祉情報提供、防災情報提供の各システムの構築を行った。 |
| | 情報通信システム整備促進事業 | 総務省 | 14,249 | G I Sを利用した、総合行政情報提供、教育学習情報提供、医療・福祉情報提供、防災情報提供の各アプリケーションの開発を行った。 |
| | ゆめねっと構想推進事業 | 厚生労働省（緊急雇用創出事業） | 4,897 | 広報取材等で撮影・保管してきた写真及び映像を電子情報として整理を行い、インターネットを通じて情報発信を行うためのコンテンツ、システムの構築を行った。 |
| 17年度 | 防災・行政情報放送設備基本設計業務委託 | 単費 | 4,841 | 地域イントラネット基盤施設を活用して、災害時の緊急連絡や常時の行政情報連絡を行うための基本設計を行った。 |
| | I T講習会事業 | 単費 | 312 | インターネットを使えるようになるためのI T基本技術講習会及び初級文書作成講習会開催。 |
| 18年度 | 移動通信用鉄塔施設整備事業 | 地方単独事業 | 19,843 | 携帯電話エリアを小又地区に拡大し、災害時の緊急連絡用の通信手段の確保を行った。 |

| | | | | |
|--|-----------|----|-----|--|
| | I T 講習会事業 | 単費 | 998 | インターネットを使えるようになるための I T 基本技術講習会及び初級・応用文書作成講習会開催。 |
|--|-----------|----|-----|--|

イ.平成14年度「地域インターネット導入促進基盤整備事業」の取り組み

平成14年度は「地域インターネット導入促進基盤整備事業」で役場内にサーバを整備し、町内の各公共施設（接続箇所11箇所（うち学校接続2箇所）を民間借用光ファイバでネットワーク（速度100Mbps）化し、公共情報端末を設置することにより、双方向の情報通信による行政サービスの拡充を図り、町民生活の利便性の向上を図るためサービスを行ってきました。



○接続施設

真室川町役場、中央公民館、歴史民俗資料館、町民体育館、うるしセンター、真室川小学校、真室川中学校、まむろ川温泉梅里苑、健康管理センター、防災センター、総合医療福祉施設

○主なアプリケーション

行政情報提供システム

各担当課で集約している住民生活に密着した行政情報を集約し、インターネットを活用したリアルタイムな情報提供を行い、公共情報端末や各家庭で最新の行政情報や申請書様式を入手し、また、メールによる相談、回答、アドバイスを行う。

公共施設予約システム

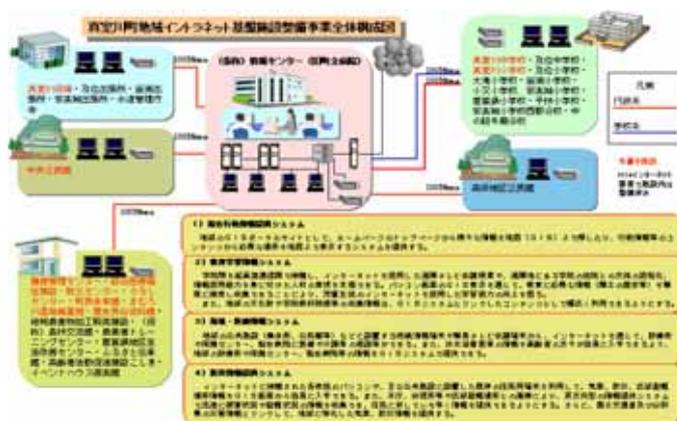
インターネットを利用して、公共情報端末や各家庭で最新の公共施設の予約状況確認、予約、通知を行う。

伝承芸能・地域資源ビデオライブラリー

町内各地域に伝わる昔語り・番楽等の伝承芸能、巨木等の地域資源等の動画を蓄積・配信することにより、公共情報端末や学校、各家庭で情報を得て生涯学習活動等に利用する。

ウ．平成16年度「地域イントラネット基盤施設整備事業」の取り組み

平成16年度は「地域イントラネット基盤施設整備事業」を活用し地域インターネット導入促進整備事業での整備分を最大限に利用しつつ、自営光ファイバを用いて「真室川町情報センター」を中心とした、町内公共施設（学校11、役場本庁出張所4、公民館1、その他9）をネットワーク化することにより、住民サービスの向上を図ってきました。



○接続施設

真室川町情報センター、真室川町役場、及位出張所、釜淵出張所、安楽城出張所、真室川町中央公民館、真室川小学校、安楽城小学校、安楽城小学校西郡分校、差首鍋小学校、平枝小学校、及位小学校、大滝小学校、釜淵小学校、小又小学校、真室川中学校、及位中学校、真室川町健康管理センター、真室川町総合医療福祉施設、真室川防災センター、真室川町うるしセンター、真室川町民体育館、まむる川温泉 梅里苑、真室川町立歴史民俗資料館、地域農産物加工販売施設、森林交流館



○主なアプリケーション

総合行政情報システム

地域のポータルサイトとして、ホームページから情報を地図（GIS）上で検索表

示するシステムを構築し、町職員が庁舎内のPC端末やKIOSK端末から各種行政情報を地図（GIS）上での表示・検索や行政情報等のコンテンツから必要な情報を容易に入手できる。また、交通手段の乏しい高齢者等が、公共施設の簡易テレビ電話を利用して行政相談を行う。

教育学習情報システム

学校間を超高速通信網で接続し、インターネットを活用した遠隔テレビ会議授業や、遠隔地にある学校同士との交流を活発化し、情報活用能力を身に付けた人材の育成の支援を行う。パソコン画面のGIS表示を通じて、教育に必要な情報（郷土の歴史等）を簡単に検索し、収集できることにより、児童生徒のインターネットを活用した学習能力の向上を図る。また、地域の文化財や学校教材映像等の収集情報は、GISとリンクしたコンテンツとして幅広く利用できるようにする。

福祉・医療情報システム

地域の公共施設に設置する簡易テレビ電話からインターネットを通じて、診療所や在宅介護支援センター、病院に対し、医療や介護等の相談等を行い、在宅福祉サービスの向上を図る。また、健康診断等の情報をベースにした健康相談を行い、保険指導を受けるプライマリーケアの活動支援を行う。

防災情報提供システム

インターネットに接続された各家庭のパソコンや、主な公共施設に設置した既存の住民用端末を利用して、気象、防災、広域避難場所情報をGIS画面から容易に入手できる。また、本庁、出張所等や広域非難場所との連携により、双方向型の情報提供システム状況や避難状況の情報を収集でき、住民に対していち早く情報を提供する。さらに、国土交通省及び県の防災情報とリンクして、地域に特化した防災情報を提供する。

エ．平成16年度「情報通信システム整備促進事業」の取り組み

平成16年度は「情報通信システム整備促進事業」で総合行政情報システム、教育学習情報システム、福祉・医療情報システム、防災情報提供システムの4つのアプリケーションシステムを構築し、住民サービスの向上を図る。

第2章 真室川町情報化の課題

(1) 通信インフラ整備の課題

平成14年度「地域インターネット導入促進基盤整備事業」の情報通信ネットワークについては、提供アプリケーションが行政情報提供、公共施設予約、伝承芸能・地域資源ライブラリーの3つだけであり、また画像伝送系のアプリケーションも1つの想定であったため、真室川地区中心部の主要公共施設11施設を結ぶ回線は民間借り上げの100Mbps光ケーブルとしていました。

平成16年度「地域イントラネット基盤施設整備事業」では、地理情報システム(GIS)を基盤とした、アプリケーションサービスを構築し、各学校の教材ライブラリーを集約し管理することとしました。学習コンテンツのほとんどが映像データのため、学校間及び公共施設でのライブラリー活用から、伝送帯域の確保が必要になり、また、総合医療福祉施設や地区診療所及び公共施設の簡易テレビ会議端末を利用して、医療・福祉・健康相談や、住民が各出張所の簡易テレビ会議端末から本庁担当主管課との行政相談など、十分な帯域確保が必要となったことから、自営の光ファイバを学校を含む町公共施設26箇所を結ぶネットワークを構築してきました。しかしながら、家庭へのブロードバンド(高速インターネット通信)回線の普及は、民間通信事業者による真室川地区に限定されていることから、及位地区、差首鍋地区、安楽城地区においては、ナローバンドによる通信しか行えない状況で、住民の満足度も低く、企業活動においても支障をきたしています。

また、民間の携帯電話施設が未整備の地区もあり、緊急や災害情報(一斉通知、防災リーダーや消防団、地区別選択による伝達)等全戸への通信インフラは未整備のため、計画的に進める必要があります。

(2) 情報通信基盤のブロードバンド化の課題

町では、第4次真室川町総合計画の理念である「人がいてこそその町づくり」を实践すべく、町民一人ひとりが協働・参画しながら英知と総意を集結し、みんなが生きがいと住みよさを実感できる町を目指した活動を展開しており、そのための基盤として平成14年度に「地域インターネット導入促進基盤整備事業」により、町中心部の主要公共施設にインターネットを通じて町民に対する、情報提供を行う環境を整備し、平成16年度には地域イントラネット基盤施設整備事業により、全公共施設間のネットワークの構築を行ってきました。

一方、町民のブロードバンド環境については、ブロードバンド利用可能世帯カバー率が50.1%と県内で最も低く、町民の生活はもとより、企業・産業活動にも支障が出ていますが、通信事業者に対する要望活動を行っても、事業者単独によるブロードバンドサービスの提供が見込めない状況にあります。

また、当町は過去に大規模な災害の被害を受けているが、同報防災無線の整備が行われていないため、災害時の職員、消防団の招集、地域住民への情報提供、安否確認を行うシステムの構築が求められており、さらには平成23年度に完全移行する地上波デジタル放送の難視聴対策も懸念されることから、効果的・効率的な情報基盤整備が必要とされています。

(3) 住民へのIT教育の課題

e-Japan戦略の「IT人づくり計画」に基づき平成12年度、13年度「IT講習会事業」を行い、平成16年度に情報センター研修スペースを整備したことにより平成17年度、18年度と「IT講習会」を独自に行ってきました。しかし、当町ではインターネットに接続している割合が27.6%と停滞状況にあります。これはインターネット環境整備の問題の他、パソコン接続方法やインターネット操作教育等常時パソコン操作ができる環境整備によって解決していく必要があります。

(4) アプリケーションの課題

平成15年9月実施の「真室川町情報化に関する住民アンケート調査」(回答：683人)による情報化施策の検討事項として第1位(70.4%)は、災害発生時に被災情報や避難情報など必要な情報が入手できるようにしてほしい。第2位(47.8%)は、町立病院や在宅介護支援センターなどの公共施設と通信できることにより、医療や健康相談ができるようにしてほしい。第3位(41.6%)は、病院の予約や救急医療に関する情報が入手できるようにしてほしいとの回答が寄せられました。

平成14年度の「地域インターネット導入促進基盤整備事業」で行政情報、公共施設予約、映像配信のインターネットサービスをしています。平成16年度の「地域イントラネット基盤施設整備事業」で行政と住民とのコミュニケーションや、住民の利便性の向上を図るため、全町が共通に利用できる地理情報システム(GIS)導入により、既設サービスシステムとの連携を強化した、新たな住民参加型アプリケーションを構築しています。しかしながら、同報防災無線のように一斉に周知する手段や安否確認を行うシステムが未整備であることから、町民の安心・安全確保のために、メール・web機能を利用し、災害時に職員・消防団の招集、地域住民への情報提供安否確認を行う緊急連絡システム構築及び災害・緊急時に避難場所におけるVoip技術を利用した情報伝達システムの構築が必要となってきます。



第3章 真室川町情報化の目標

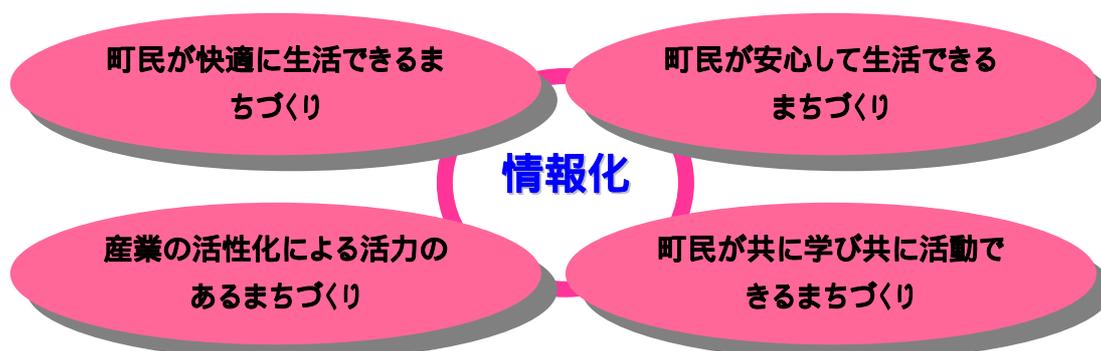
第1章で展望したとおり、情報化はもはや全国的な潮流となっており、あらゆる場面でその効果が期待されています。当町においても、進展し続ける情報通信技術を有効的に活用し、町民生活を支援する各情報通信基盤の整備や情報サービス機能の充実が望まれており、第4次真室川町総合計画の基本理念である、“自ら学び自らを育てる”「共生」「共育」のもと、多様で豊かな町民生活の実現を図っていく必要があります。

町では、行政・医療・教育・防災・産業の情報通信ネットワーク網を総合的に構築する『ゆめねっと』構想により、次の目標を掲げ地域の情報化を推進します。

1 情報化の理念

情報化によって目指す事項を以下のとおり定めます。

4つの重点まちづくり目標



【 町民が快適に生活できるまちづくり 】

高度化・多様化する情報通信ニーズに対応するため、行政サービスを利用する際の時間的・空間的な制約を減らし、各種情報システムの整備を促進しながら、情報サービスの充実に努めます。また、緊急時の通信体制の整備など、町民生活の安全性の確保や日常生活において、必要な情報が得られるなど、情報化により町民が快適な生活を送れるような社会システムの整備を行います。

【 町民が安心して生活できるまちづくり 】

保健・医療・福祉サービスにおいて「すこやかなまちづくり」を推進し、各種情報システムにより地域体制を整備し、健康づくりに対する意識を高め、安心して生活できる社会整備を行います。

【 町民が共に学び共に活動できるまちづくり 】

情報化により、町民の主体的な文化活動を促進し、その活動を支援する情報や環境を整備します。また、情報通信ネットワークにより地域コミュニティの活性化を図り、町民参加型の地域社会づくりを進めます。

【 産業の活性化による活力のあるまちづくり 】

戦略的な情報技術の活用促進に向けた情報提供や人材育成を支援し、また、新たな起業及び新しい価値とサービスに対する支援を行い、雇用の拡大を図り、活力あるまちづくりを推進します。

2 情報化の目標

情報化の理念を実現する情報化の動向やニーズを踏まえ、方向性として掲げられた事項を目標として、以下に示す推進施策に取り組んでいきます。

情報化 10の目標

町民が快適に生活できるまちづくり

- (目標1) 行政サービスの向上
- (目標2) 庁内の総合的な情報インフラの整備
- (目標3) 町民本位の情報化の推進
- (目標4) 防災情報サービスの提供と充実
- (目標5) 快適かつ充実した生活環境の整備

町民が安心して生活できるまちづくり

- (目標6) 保健・医療・福祉サービスの充実と総合化

町民が共に学び共に活動できるまちづくり

- (目標7) 新時代コミュニティ環境の整備
- (目標8) 住民文化活動の拡大・振興
- (目標9) 地域間交流の推進

産業の活性化によるまちづくり

- (目標10) 地域産業の活性化

町民が快適に生活できるまちづくり

(目標1) 行政サービスの向上

事務の効率化・総合化・迅速化を進め、行政サービスの向上につながる各種行政事務のための情報システムの整備・充実を推進します。また、情報技術の活用により、行政サービス提供の場の拡大に努めます。

各種行政情報システムの充実
研修等を通じた職員の情報リテラシーの向上

(目標2) 庁内の総合的な情報インフラの整備

庁内の総合的な情報ネットワークの整備・充実を図るとともに、行政情報の電子化・行政情報データベースの構築による情報の共有化を進めます。また、庁外との情報流通が容易な環境整備を行います。

情報通信網、データベースの整備
インターネット利用環境の整備
情報化推進体制の強化
電子申請受付体制構築

(目標3) 町民本位の情報化の推進

町民に対して広く情報を提供するため、行政情報の電子化を推進するとともに、インターネット等の多様なメディアによるオープンな広報・広聴活動を実施していきます。また、情報化の効果とその影響に関する評価の実施や個人情報の保護、情報通信システムの安全性・信頼性の向上に努めるなど、町民が安心して情報化の恩恵を得られるよう、必要な対策を実施します。

行政情報提供システムの充実
個人情報保護対策等の推進
情報アセスメントの検討、システム安全対策の実施
バリアフリーの情報化(IT講習の充実)

(目標4) 防災情報サービスの提供と充実

防災情報のデータベース化により、庁内での情報の共有化を図るとともに、町民等からの問い合わせに迅速に対応できる体制づくりを推進していきます。また、地域における双方向の防災ネットワークを構築することにより、非常時の情報収集、伝達体制の充実・強化を目指します。

防災情報のデータベース化
地域防災ネットワークの構築
緊急連絡システムの構築

防災放送システムの構築

(目標5) 快適かつ充実した生活環境の整備

町民の日常生活において、有益な情報やサービスをインターネットなどを通じて提供し、利便性の高い生活の実現を支援していきます。また、ブロードバンド環境の構築により、公共施設だけではなく、家庭やビジネスで町民が公平かつ手軽に情報を入手・利用できる環境の整備を図っていきます。

全町的なブロードバンド環境の整備促進

行政情報提供システムの充実

公共の場等における情報利用環境の整備

地上波デジタル放送の共聴組合への再放送環境の整備

町民が安心して生活できるまちづくり

(目標6) 保健・医療・福祉サービスの充実と総合化

保健・医療・福祉サービスにおいて「すこやかなまち」づくりを推進するため、各種台帳の管理や認定・給付に関する各種行政システムの充実により、行政サービスの高度化、事務処理の効率化を図ります。

また、行政と医療機関、福祉施設との包括的な情報化の整備を進めることで、地域医療体系の連携強化に努めるとともに、健康づくりに対する町民意識の高揚と安心して暮らすことができる環境の整備を図っていきます。

保健医療情報システムの構築の検討（遠隔医療の再構築など含む）

福祉総合情報システムの充実

町民が共に学び共に活動できるまちづくり

(目標7) 新時代コミュニティ環境の整備

インターネットなどを活用することにより、町民にとって身近な情報を提供する選択肢を広げ、町民が手軽にコミュニケーションや活動を展開できる環境の整備を推進するとともに、ホームページを活用し、広聴事業等の充実を図りながら、地域と行政が一体的となったまちづくりを促進します。

ホームページの充実

町民自らが情報発信を行う場や機会、グループ育成の支援

(目標8) 住民文化活動の拡大・振興

生涯学習、スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動などに役立つ情報を全ての町民にとって利用しやすいように整備し、町民の自主的・主体的な文化活動を支援するとともに、第4次真室川町総合計画に掲げる「ふれあいのまちづくり」を

促進していきます。

また、住民が情報関連機器を身近に体験できる場を公共施設等に設置するとともに、情報一般について学習する機会の提供に努めます。

図書室情報の提供

生涯学習システムの充実

学校における情報教育環境の整備促進

公共施設等への情報関連機器の整備促進

地域伝統芸能等の資源の継承保存の支援

（目標 9） 地域間交流の推進

姉妹都市や広域市町村などとの文化交流を促進するため、関係機関と調整を図り、文化団体の支援や情報交流の提供を図りながら、情報通信ネットワークを活用し、開かれた地域社会の形成を支援します。

インターネット等の情報通信ネットワークの活用による地域間交流の推進

産業の活性化によるまちづくり

（目標 10） 地域産業の活性化

電子商取引や情報技術を活用した生産管理体制の整備等の既存産業への支援を行い、生産性の向上を図ると共に、ネットワークを活用して、SOHO等の起業機会の支援を行い雇用の拡大を図ることで、町の活性化を図ります。

電子商取引や情報技術を活用した産業支援の推進

情報化を活用した雇用機会の拡大

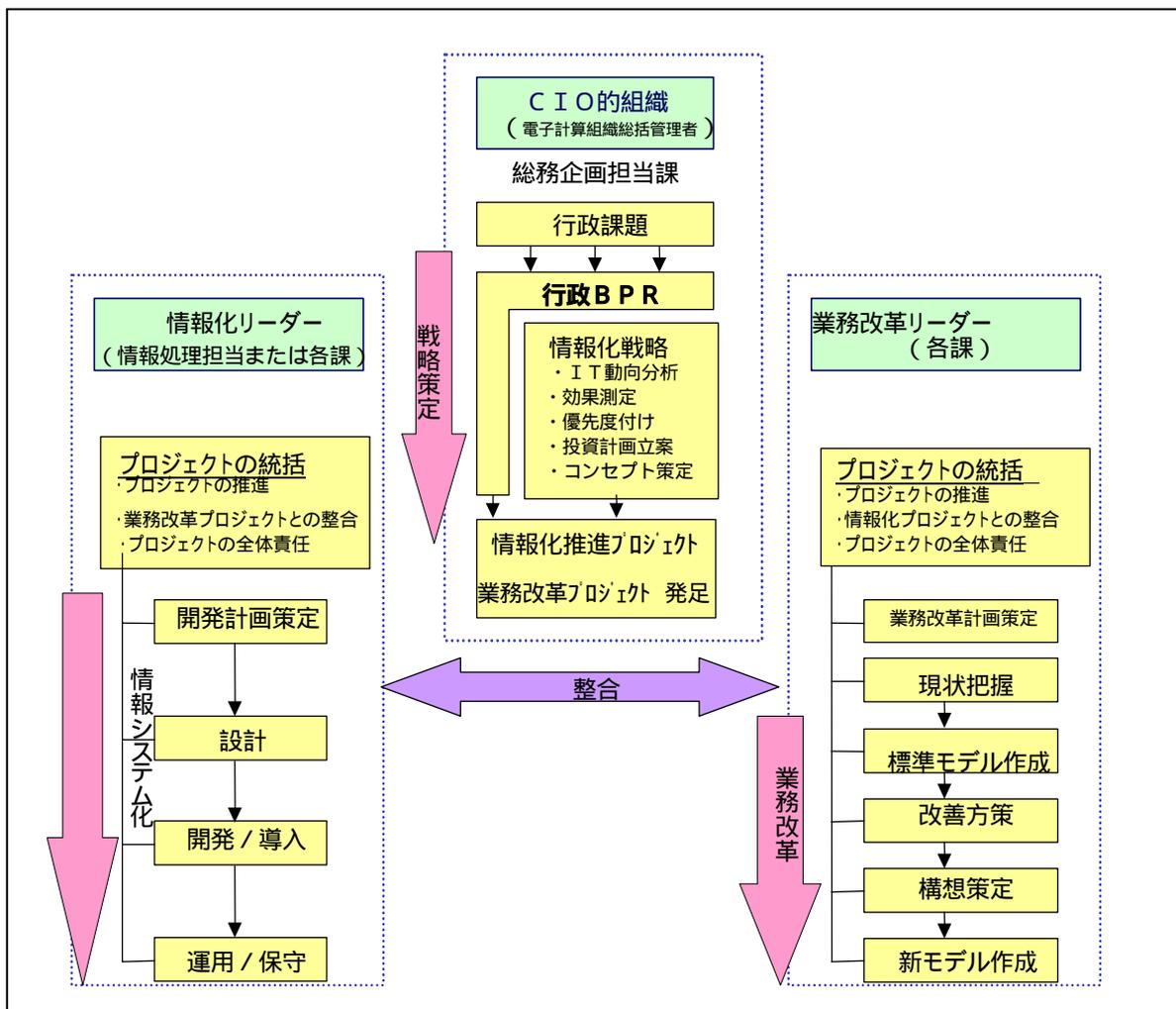
3 総合的地域情報化推進体制の目標

情報通信技術の進展により、従来の情報処理（管理）担当部門の機能と、業務主管部門（事業課）の機能は、益々ボーダーレスになってくることが予想されます。

現在、全庁的な情報化推進やシステム構築・管理運営、事務改善を担当する部門として企画情報課がありますが、少数職員による過密な業務運営を行っているため、十分な原課対応や顧客（住民）志向の新たな情報化推進が十分行えていない状況にあります。

今後の電子自治体の推進を見据えた場合「行政経営改革の推進」と「公共サービスの付加価値創造」の両面からアプローチする必要があり、従来の企画・事務管理部門の全庁的なポジションの格上げとともに、各主管課の情報化リーダー及び業務改革リーダーと連携した、全庁的な情報化推進体制の再編成が望まれます。

推進体制例



第4章 情報化施策の展開

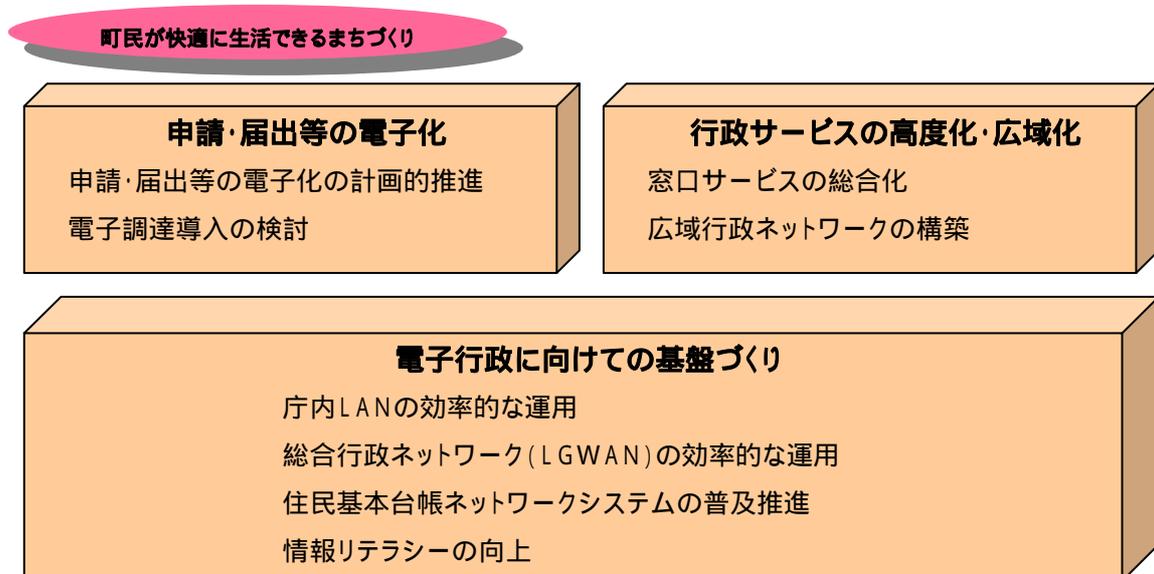
第2章に掲げた情報化の理念及び目標の達成に向けて、様々な情報関連施策を効果的に実施するためには、施策の特徴、実施によって予想される効果、優先度などを分析し、体系的に整理したうえで推進していく必要があります。

そこで、この章では情報基盤の整備の方向性を明確に位置づけたうえで、どのような形で施策を展開するか展望します。

1 暮らしに関する情報化施策の展開

行政の情報化

町民に対する質の高い公共サービスの実現と政策形成過程を含めた住民の行政参加を促進するため、情報化を推進します。



(1) 電子行政に向けての基盤づくり

ア．庁内LANの整備

庁内の情報通信基盤を確立するため、職員へのパソコン1人1台の配備により構築した庁内LANを活用し、内部における情報の共有化・職員間の積極的な意見交換など、庁内における相互連携を強化します。

また、本庁及び出先機関のネットワーク化も併せて行うとともに、地域住民の声を聴く広聴活動や行政情報を広く住民に提供する手段として、インターネットの利用環境整備を推進します。

庁内LANにより、グループウェアシステム、文書管理システム、法令データベースシステムを有効に活用することにより、組織の相互連携を強化します。

行政情報のデータベースの構築を行うことにより、情報の共有化を図り、組織内での横断的なデータの活用を促進しながら業務の効率化や迅速化に努めます。

ホームページや電子メール等のインターネットの利用環境整備を進め、住民と行政を結ぶ情報収集・提供手段として、有効的な活用を図ります。

イ．総合行政ネットワーク（L G W A N）等の運用

国・都道府県・市町村を結ぶ総合行政ネットワーク（L G W A N）やインターネットを利用した情報交換の一般化が、今後ますます進むことから、庁内の情報基盤の整備ならびに適正な運用管理を図ります。

庁内の情報環境整備の見直しを図り、適正な運用・管理を図るため、規程等の適正化を図ります。

ウ．住民基本台帳ネットワークシステムの構築

全ての市町村及び都道府県をネットワークで結び、住民票に記載された情報を国・地方を通じて利用する住民基本台帳ネットワークシステムの構築に向けた取り組みを推進します。また、ネットワーク構築にともない導入されるＩＣカードは、記憶容量も大きく、行政手続における本人確認も可能となり、保健・医療・福祉サービスに対する利用や電子申請における個人認証及び確認にも使用できることから普及を進めていきます。

エ．情報リテラシーの向上

情報通信技術を活用し、行政サービスの向上を図るため、研修体制の充実を図り、職員の情報リテラシー向上のための取り組みを推進し、全職員一体となった情報化の推進体制を構築します。取り組みにあたっては、情報機器の操作技術向上だけでなく、情報の受発信能力や情報活用能力などの情報感度、さらには業務への情報通信技術の活かし方などへの理解を高め、職員の情報化の意識改革を図ります。

全職員を対象とした研修を定期的実施し、基礎的な知識の習得のみならず、業務での情報、データの活用能力の向上を図ります。

情報化推進の中心となる各課の電子計算組織検討部会部員や情報リーダーを対象に、運用管理に必要な専門知識や技術習得のための研修を行い情報化のリーダーを養成します。

（２）申請・届出等の電子化

ア．申請・届出等の電子化の計画的推進

民間と行政との申請・届出等の手続きを電子化し、ネットワークを活用した手続きをするためには、全庁的な取り組みをはじめ、電子化するにあたっての条例等の

整備など、幅広い検討が必要となることから、計画的な取り組みを進めます。

ホームページ等への町関係申請・届出様式の掲載も含めた具体的検討を推進していきます。

申請、届出の検討とあわせ、手数料の納付等についても国・県と連携を図り、運用普及に向けた取り組みを検討していきます。

イ．電子調達導入の検討

発注に関する情報の検索や入札説明書などの資料提供のほか、企業と行政間で行っている入札事務をインターネットなどのネットワークを活用して行うことにより事務の軽減を図るとともに、入札の公平性や透明性の向上を図ります。電子入札の導入にあたっては、電子認証等の技術的動向を踏まえ、実現に向けた取り組みを検討していきます。

電子調達の導入実現に向けて、民間部門における情報化との整合性を図りながら検討を進めていきます。

(3) 行政サービスの高度化・広域化

ア．窓口サービスの総合化

ワンストップサービスの実現のためには、単に業務をネットワーク化して行うだけでなく、事務処理を効率的な流れに変更するなど事務処理手順の見直しを行います。このため、窓口業務の簡素化や行政内部の意思伝達や決定方法、各種制度を再度点検していきます。

事務処理手順、行政内部の意思伝達や決定方法を再度点検し、窓口業務におけるワンストップサービスの実現を目指します。

イ．広域行政ネットワークの構築

通勤・通学圏の拡大など、住民の生活圏の多様化に対応するため、近隣市町村と密接な連携を図ることにより、情報通信技術を活かした広域行政ネットワークを構築し、生涯学習施設や保健医療施設などの相互利用や防災対策をはじめとする広域的な行政サービスの向上を目指します。